

別添5

平成28年熊本地震により被災した地域に係る特例

第1 施設整備事業の内容

1 熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく助成

都道府県知事は、平成28年熊本地震により施設等が被災した地域（以下「被災地域」という。）において、実施要綱第13の熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき中心的な経営体等が行う別紙1の第1の1の施設等の整備及び第1の2の家畜の導入の取組に対し、これに要する経費の一部の助成を行うことができるものとする。

この場合における別紙1の技術的読替えは別表のとおりとし、別紙1の第6の2、第8の1の（7）から（11）までの規定及び2の規定は、適用しない。

2 施設等の整備における特例

被災地域における別紙1の第1の1の施設等の整備に当たり、都道府県知事が特に必要と認める場合には、地方農政局長等と協議の上、同第7の9の特認事業費を超える額を補助対象の上限とすることができるものとする。

なお、協議に際し、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

3 家畜の導入における特例

別紙1の第1の1の（1）の家畜飼養管理施設の整備（「畜産競争力強化対策整備事業実施要領」（平成27年2月3日26生畜第1673号農林水産省生産局長通知）第3の1の（1）の家畜飼養管理施設の整備を含む。）を行い、かつ熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき、当該施設において購入した家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う中心的な経営体等に対して、その購入に要する経費の一部を助成するものとし、補助対象基準及び補助率については、別紙1の別表の2家畜の導入を準用する。この場合において、同表の2中「別紙1の第5の3の者に貸し付ける」とあるのは、「別添5の第1の3の者に対する助成対象となる」と読み替えるものとし、同表の2の補助対象基準の欄の3のアは、適用しない。

4 被災した施設等の撤去

（1）別紙1の第1の1の施設等（以下「家畜飼養管理施設等」という。）について、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づき整備を行う場合には、被災した施設等の全部又は一部の撤去に要する費用について助成する。この場合において、撤去対象に家畜飼養管理施設等以外の施設等が含まれる場合には、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく家畜飼養管理施設等の整備に必要な範囲において、その撤去に要する費用について助成する。

（2）（1）の場合において、対象となる取組主体は、別紙1の第3の（1）から（9）までのいずれかに該当する者とし、その補助率は1/2以内とする。

第2 機械導入事業の内容

実施主体たる基金管理団体は、熊本地震対応畜産クラスター計画に基づく取組を

行う者に係る別紙2の第1の1及び2の事業を行うことができるものとする。

この場合において、別紙2の第1、第3及び第5中「認定計画」とあるのは、「熊本地震対応畜産クラスター計画」と読み替えるものとする。

別表

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別紙1全体	認定計画	熊本地震対応畜産クラスター計画
第1の1	実施要綱第2の2	実施要綱第13の1
第6の1	収益性の向上効果とし、目標年度は	増頭羽数等の効果及び収益性の向上効果とし、目標年度は増頭羽数等の効果については事業実施年度の翌年度、収益性向上効果については
第8の1の(12)	(1)から(11)まで	(1)から(6)まで
第8の1の(13)	地方農政局長等及び基金管理団体に	地方農政局長等に
第9の1	行うとともに、その結果を基金管理団体に通知するものとする	行うものとする
第10	第8の1の(10)の基金管理団体への	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）第16又は畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（熊本地震復旧等予備費関係）（平成28年5月18日付け28生畜第281号農林水産事務次官依命通知）第13に基づく地方農政局長等への

第11の1	生産局長は	生産局長又は地方農政局長等は
第11の2	基金管理団体は	地方農政局長等は